

## 千曲市建設工事及び建設コンサルタント業務に係る 入札参加資格審査申請要領【追加申請分】

令和6年度に千曲市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務（建設工事に係る測量、調査及び設計等）の入札参加資格の申請を、下記の要領で受け付けます。

### 追加申請できる場合

資格審査の申請期間経過後に資格審査申請書を提出しようとする場合、追加申請することができます。

#### 1 受付期間

令和6年2月1日（木）から令和6年2月29日（木）まで

午前8時30分から午後5時まで（土、日、祝日を除く。郵送の場合は、2月29日（木）必着）

※円滑な審査事務のため、可能な限り郵送での申請にご協力をお願いします。

#### 2 受付場所

〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地 千曲市役所 企画政策部 管財契約課 契約係（4階）

#### 3 申請要件（以下の要件を満たすことが必要です。）

(1) 建設 工事	<p>ア 令和5年10月1日（以下「資格審査基準日」という。）現在、入札参加を希望する営業所において、入札参加を希望する業種の、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。</p> <p><u>※申請者の所在地は、必ず、建設業の許可を受けた主たる営業所の所在地としてください。</u></p> <p>イ 資格審査基準日直前の営業年度に係る経営事項の審査を受け、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下、「総合評定値通知書」という。）を受領していること。ただし、総合評定値通知書の基準の日から申請の日までの間に、営業譲渡、会社の合併、会社の分割、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続の開始決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続の開始決定若しくは更生計画の認可があった場合には、当該期間内の日を基準とする総合評定値通知書を受領していること。</p> <p>ウ 資格審査基準日直前2年間の各営業年度に、入札参加希望業種の実績（営業の同一性を失うことなく行われた会社の合併、会社の分割、営業譲渡等の組織変更前の実績を含む。）があること。</p> <p>エ 市税（千曲市に納税義務がある場合に限る。）並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。</p> <p>オ 申請の時点において、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していること。ただし、これらの規定による届出の義務がない者は、この限りでない。</p>
-----------------	--

(2) 建 設 コ ン サ ラ タ ン ト 業 務	<p>ア 建設コンサルタント業務の営業年数が、資格審査基準日の前日まで引き続き1年以上（営業の同一性を失うことなく行われた会社の合併、会社の分割、営業譲渡等の組織変更前の期間を含む。）経過していること。</p> <p>イ 資格審査基準日直前の営業年度において、入札参加を希望する業種の業務実績（営業の同一性を失うことなく行われた会社の合併、会社の分割、営業譲渡等の組織変更前の実績を含む。）があること。</p> <p>ウ 入札参加を希望する業種において、該当する各登録を受けていること。</p> <p>エ 市税（千曲市に納税義務がある場合に限る。）並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。</p> <p>オ 申請の時点において、健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条の規定による届出の義務を履行していること。ただし、これらの規定による届出の義務がない者は、この限りでない。</p>
--	--

#### 4 申請方法

申請書及び添付書類は、A4サイズに統一し、下記「申請書類一式」の順に揃え、ダブルクリップ等でまとめて提出してください（ホチキス・紐止め、ファイル等は不要）。

**※受付印が必要な場合は、受付票や申請書のコピー等を持参してください（郵送の場合は、切手付ハガキで作成した受付票を同封してください）。**

※なお、受付印は審査終了時（申請書及び提出書類に不備がないことが確認できたとき）に押印しますので、申請書の提出から受付票の返送までに時間がかかる場合がありますが、ご了承ください。

#### 5 申請書の様式等

様式は、千曲市ホームページ（<https://www.city.chikuma.lg.jp/>）からダウンロードできます。管財契約課にも備え付けてあります。

**入札参加資格審査申請書の様式は、必ず千曲市指定の様式を使用してください。**

6 申請書類一式（証明書類は発行から概ね3か月以内のもの。写しでも可。）

(1) 建設工事

◎：必ず提出 ○：必要な場合提出

ア	建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）	必ず千曲市様式を使用すること。 右上に捺印（申請者印）を押印すること。	◎
イ	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	申請期間内に受領が間に合わない場合、申請書のP点欄は空欄とし、3月31日までに必ず提出（必着）すること。	◎
ウ	建設業許可証明書又は建設業許可書（許可通知書）の写し	許可の所持状況が全てわかるようにすること。	◎
エ	納税証明書	国税 法人：「その3の3」 個人：「その3の2」	◎
		千曲市税 千曲市に納税義務がある場合に提出	
オ	商業登記に係る登記事項証明書	法人のみ提出	◎
	身分証明書	個人のみ提出	
カ	委任状（代表取締役から直接委任されたもの）	必ず千曲市様式を使用すること。 主たる営業所以外で入札参加を希望する場合に提出	○
	<p><b>必ず、その営業所が建設業許可を受けている業種を確認できるもの（建設業許可申請書の別表等）を添付</b>  <b>※委任をする営業所長等（受任者）に与えられる入札参加資格は、当該営業所等が建設業許可を受けている業種に限ります。</b>  <b>※複数の営業所に権限を委任することはできません。</b></p>		
キ	経営事項審査申請時に提出した 工事種類別完成工事高の写し	資格審査基準日直前の営業年度にかかる経営事項審査申請時のもの ※今回の審査から、「申請要件ウ」にかかる実績の確認を、工事種類別完成工事高により行います。ただし、令和5・6年度の名簿にかかる審査に限り、工事完成基準で経理処理した工事は、従来どおり工事経歴書による確認を可とします。工事種類別完成工事高により2か年の実績が確認できない業種で、該当する実績がある場合は、当該業種にかかる工事経歴書（経営事項審査申請時のもの）の写しを提出してください。	◎
ク	社会保険等加入状況申出書	必ず千曲市様式を使用すること。 社会保険等の加入義務があり、かつ、総合評定値通知書で社会保険等の加入状況を確認できない場合に提出	○
ケ	社会保険等の加入義務がないことの届出書	必ず千曲市様式を使用すること。 社会保険等の加入義務がなく、かつ、総合評定値通知書で社会保険等の加入義務がないこと（適用除外者）を確認できない場合に提出	○
コ	資本関係・人的関係に関する調書	必ず千曲市様式を使用すること。 別添「資本関係・人的関係がある会社等の同一案件の同時入札を制限しています。」参照 <b>※該当なしの場合も「該当なし」を選択し必ず提出すること。</b>	◎
サ	暴力団排除に関する誓約書	必ず千曲市様式を使用し、申請者（主たる営業所）名で提出すること。	◎

## (2) 建設コンサルタント業務

◎：必ず提出 ○：必要な場合提出

ア	建設コンサルタント業務入札参加資格審査申請書 (様式第5号)		必ず千曲市様式を使用すること。 右上に捺印(申請者印)を押印すること。	◎
イ	登録証明書又は登録通知書		主たる営業所以外で建築コンサルタントの入札参加申請をする場合は、委任をする営業所等(受任者)の建築士事務所登録証明書等の添付が必要です。	◎
ウ	納税証明書	国税	法人：「その3の3」 個人：「その3の2」	◎
		千曲市税	千曲市に納税義務がある場合	
エ	商業登記に係る登記事項証明書		法人のみ提出	◎
	身分証明書		個人のみ提出	
オ	委任状(代表取締役から直接委任されたもの)		必ず千曲市様式を使用すること。 主たる営業所以外で入札参加を希望する場合に提出 ※委任する営業所等は配置職員が常駐している場合に限り(委任状に常駐する配置職員の氏名を記入)。 ※複数の営業所に権限を委任することはできません。	○
カ	経営規模総括表(様式第6号) (登録規程に基づく現況報告書でも可)			◎
キ	入札参加を希望する業種にかかると、業務経歴書 (様式第7号)		資格審査基準日直前営業年度1年分	◎
ク	資格審査基準日直前営業年度の決算書類		法人：損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書	◎
			個人：青色申告決算書、収支内訳書等	
ケ	社会保険等加入状況申出書		必ず千曲市様式を使用すること。 社会保険等の加入の義務がある場合に提出	◎
コ	社会保険等の加入義務がないことの届出書		必ず千曲市様式を使用すること。 社会保険等の加入の義務がない場合に提出	
サ	資本関係・人的関係に関する調書		必ず千曲市様式を使用すること。 別添「資本関係・人的関係がある会社等の同一案件の同時入札を制限しています。」参照 ※該当なしの場合も「該当なし」を選択し必ず提出すること。	◎
シ	暴力団排除に関する誓約書		必ず千曲市様式を使用し、申請者(主たる営業所)名で提出すること。	◎

※必要な申請書類以外の書類のご提出があった場合、当該書類は廃棄させていただきますのでご了承ください。

## 7 今回の申請に基づく入札参加資格有効期間

令和6年5月1日から令和7年4月30日

## 8 その他

ア 審査の結果は、令和6年4月下旬(予定)に申請者に通知します。

イ 入札参加資格付与前に申請内容を訂正する場合には、管財契約課に連絡のうえ、「申請事項訂正依頼書」に訂正に伴い修正が必要となる様式の修正後のもの及び関連書類を添付して、管財契約課へ提出してください。

ウ 入札参加資格付与後に次の項目に変更があったときは、「申請書記載事項変更届」に関係書類を添付のうえ、管財契約課へ提出してください。

- ① 申請者（本店等）又は委任先（営業所等）の所在地
- ② 商号又は名称
- ③ 代表者、委任先の代表者（営業所長等）
- ④ 常駐する職員名（建設コンサルタント業務委任状に記載の常駐職員名）
- ⑤ 電話番号又はFAX番号
- ⑥ 廃業又は委任先（営業所等）の廃止、休止
- ⑦ 資本関係・人的関係に関する調書内容の変更

エ 入札参加資格付与後、本社等の営業実態を調査することがあります。調査の結果により、関係機関に通報する等の対応をする場合があります。

オ 申請書類の一部内容については、千曲市ホームページ『建設工事入札資格者名簿・建設コンサルタント業務入札資格者名簿』にて公開することがあります。予めご了承ください。

カ 組織の変更等による入札参加資格の承継を希望する場合は、「入札参加資格承継承認申請書」を御提出ください。その際には、組織変更等の事実を証明する書類を同時に提出してください。

キ その他不明な点は、管財契約課までお問合わせください。

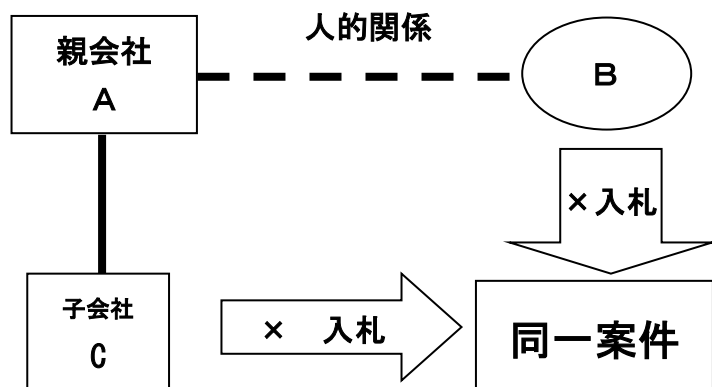
**資本関係・人的関係がある会社等の同一案件の同時入札を制限しています。**

千曲市では建設工事及び建設コンサルタント等の競争入札における一層の公平性を確保するため、平成30年5月1日以降の入札公告の案件から資本関係・人的関係がある会社等の同一案件の同時入札を制限しています。

○次のいずれかに該当する場合は、同一案件に同時入札することができません。

ア 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）

イ 親会社に人的関係のある会社と子会社



ウ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

エ 人的関係のある会社（常勤・非常勤は問わない。ただし、①については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合

オ 事業協同組合とその構成員

※役員とは、商業登記に係る登記事項証明書に記載の代表取締役、取締役をいう。

問合せ先  
千曲市役所 管財契約課 契約係  
電話：026-273-1111（内線 4124）